

【 麻 酔 】

7 1 9 造影剤の算定がない神経ブロック（神経根ブロック）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

造影剤の算定がないL100神経ブロック「1」神経根ブロックの算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

神経根ブロックは、造影撮影下のみでなく、レントゲン透視下や超音波ガイド下など様々な方法により行われる。神経根ブロックを「レントゲン透視下」等で行った場合、造影剤は使用されるとは限らず、「造影剤の請求がない」場合であっても、算定は妥当と判断する。

以上のことから、造影剤の算定がないL100神経ブロック「1」神経根ブロックの算定は、原則として認められると判断した。